

裁判所ってどんなところ？
家庭裁判所とそこで働く人たちを知ろう！



令和5年度法の日週間広報行事 高校生の皆さんに出前講義を実施しました！

令和5年11月21日（火）千葉県立成東高校において、1、2年生の皆さんに対し、裁判所の仕事を知ってもらうための出前講義を実施しました。

○ 裁判所の役割

裁判官が、高校の授業で習う三権分立、裁判所の種類、三審制など、裁判所の組織や裁判所のしくみについて説明するとともに、家庭裁判所が取り扱う家事事件と少年事件について説明しました。

家庭裁判所では、夫婦の離婚や相続等、「家族」に関する問題を解決する家事事件、「非行」を犯した少年に対して、更生のための処分を決める少年事件を扱います。



○ 裁判所で働く人たち

インタビュー形式で、

- ① その官職を目指した理由を含めた自己紹介
- ② その官職になるに当たってのエピソードの紹介
- ③ 現在の仕事内容の説明

を行いました。

裁判官は、裁判所で司法権を行使する官職で、憲法や法律にのみ拘束され、その良心に従って独立して判断を行い、裁判の審理や判決を行います。



千葉家庭裁判所
今村裁判官

家庭裁判所調査官は、家庭や非行の問題解決のプロフェッショナルで、家庭の紛争解決や少年の更生に向けて、原因や心情を把握するための調査を行います。



千葉家庭裁判所
大木家庭裁判所調査官補

裁判所書記官は、裁判手続のプロフェッショナルであり、裁判手続や証言を記録する調書の作成、法令や判例の調査補助、手続が円滑に進行するための事務を行います。



千葉家庭裁判所八日市場支部
大塚裁判所書記官

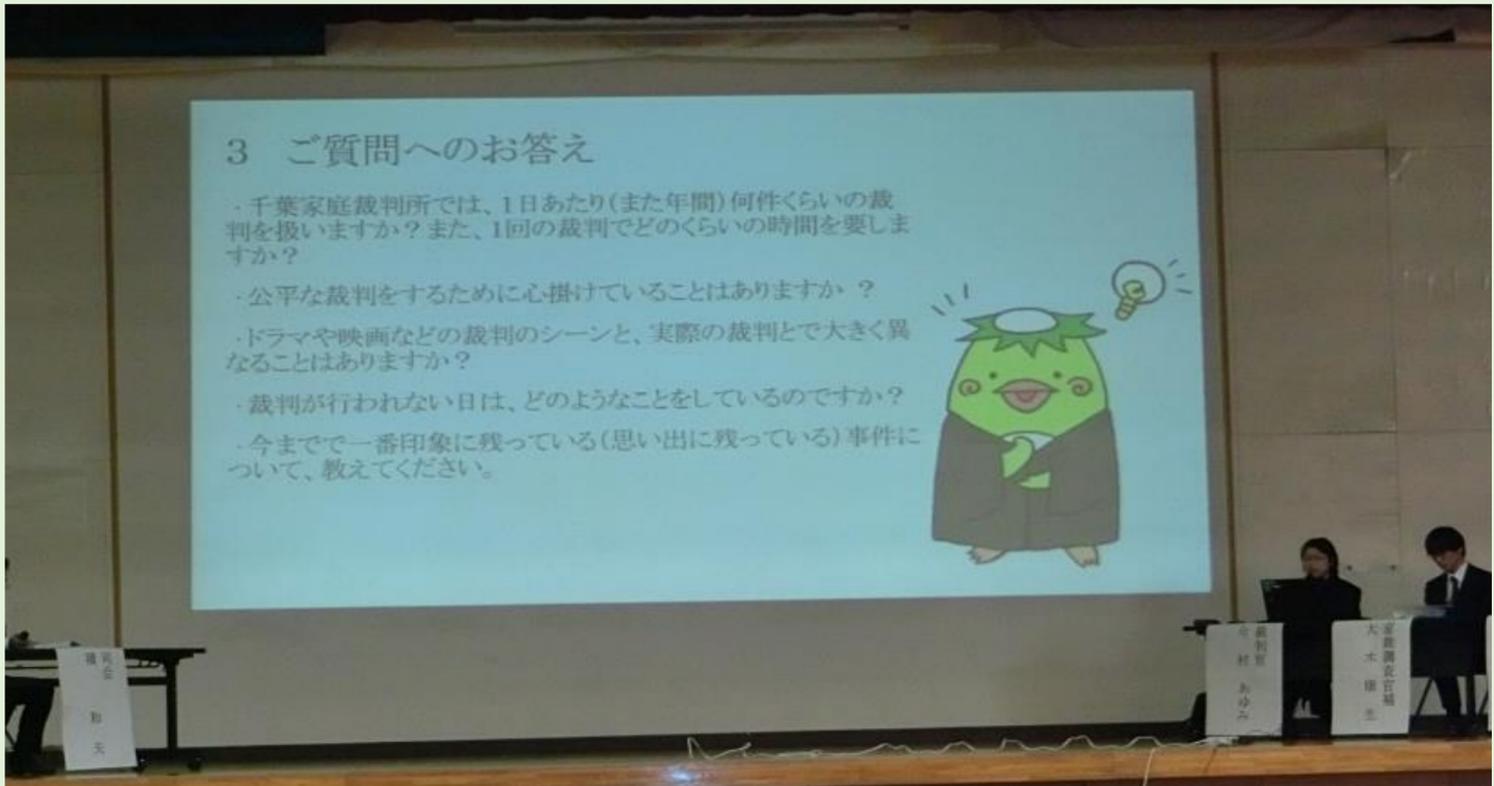
裁判所事務官は、事件部、事務局の双方で働く官職で、事件部で裁判所書記官のもと各種裁判事務を担当・補助したり、事務局で事件部の下支えをする事務を行います。



千葉家庭裁判所
鵜矢裁判所事務官

○ 質疑応答

生徒の皆さんからの質問が多かった5題の質問項目を事前に頂戴し、各質問項目に対して各講師が回答を行いました。



生徒の皆さんからはたくさんの感想をいただきました！

裁判所には裁判官しかいないと思っていましたが、家庭裁判所調査官、裁判所書記官、裁判所事務官等の様々な方がいることを知れて良かったですし、職業選択の幅が広がりました。

講師の中に成東高校の卒業生がいるだけでなく、他にも裁判所で活躍している成東高校の卒業生がいることを知って自分も裁判所の職員を目指してみようかなと思いました。



木槌を持っているのは欧米の裁判官で、日本の裁判官は木槌を持っていなかったり、裁判所にラウンドテーブル法廷がある等、実際の裁判とテレビドラマとの違いが知れて面白かったです。

学校の授業では聴けない話が聴けて良かったですし、裁判所を身近に感じることができました。裁判は誰でも傍聴できるということなので、一度傍聴してみたいと思いました。

熱心に説明を聴いて、たくさんの感想を寄せていただきました。

千葉県立成東高校の1、2年生の皆さん、本当にありがとうございました！

